

行政相談を

ご利用ください

「秋の行政週間」

10月17日～10月23日

「行政相談」をご存知ですか。総務省では、国や特殊法人などが行っている仕事について、皆さんからの苦情や意見・要望をお聴きして、あつせんする「行政相談」を行っています。この制度を皆さんによく知っていただき、利用していただくために、十月十七日(月)から二十三日(日)まで「行政相談週間」を実施します。

談をはじめ、相続、離婚などの法律相談も受け付けますので、気軽にご利用ください。

日 時 十月二十六日(水)
午前十時～午後三時

場 所 名古屋栄オアシス21

「銀河の広場」

一日相談所長

CBCアナウンサー 加藤由香さん

問い合わせ先

中部管区行政評価局

☎052(972)7415

相談は、無料で秘密を守ります。

行政相談委員

氏名 山内 林

住所 大字阿久比字松畑37

電話 (48)0314

一日合同行政相談所を開設

中部管区行政評価局では、次のとおり、「一日合同行政相談所」を開設し、年金、税金、登記などの行政相

電話でも相談に応じます

行政苦情110番

(総務省 中部管区行政評価局

首席行政相談官室)

☎0570 090110

※「あぐい」なら「あぐい」ひやくはな

相談時間は午前八時半～午後五時半です。(時間外は留守番電話で対応します。)



農業所得の申告に用いられてきた水稲、転作田の農業所得標準(農業のお知らせ)の制度は、平成十七年分を最後に廃止されます。露地野菜花き、果樹などの農業所得標準は、平成十六年分から廃止されています。

税金の話

農業所得収支計算 説明会を開催します

これまで、農業所得標準を適用して申告されてきた方は、今後は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」により農業所得を申告していただきます。

平成十八年一月からは、出荷伝票など収入金額の分かる書類と、領収書など必要経費の分かる書類を保存し、ノートなどに記録してください。簡単に「収支内訳書」を作成することができます。

次の日程で、「農業所得収支計算説明会」を開催しますので、出席してください。

日 時

十月二十六日(水)、二十七日(木)

各日とも次の二回(同じ内容)開催します。

午前十時～正午

午後一時半～午後三時半

会 場 中央公民館三〇一号室

- ・ 当日都合が悪い方は、他市町の会場でも出席できますので、問い合わせてください。
- ・ 最後となる平成十七年分の「農業のお知らせ」作成のため、十月中旬以降、くみあい会を通して個人別農家基礎資料調」を該当農家の方に配布しますので、作付状況などについて、正しく記入のうえ提出してください。

問い合わせ先
税務課住民税係
☎(48)1111 (内302)